

自社の信用リスク悪化に伴う負債評価益の計上(1/2)

この論点は、公正価値オプションのケース等で問題となる。

項目	日本基準 (金融商品会計基準 67項)	国際財務報告基準	米国基準 (SFAS159 3項)
自社の信用リスク悪化に伴う負債評価益の計上	負債の時価評価及び公正価値オプションは認められていないので <u>該当がない</u>	<p>(現行基準:IAS39 9項、11項A) <u>公正価値オプションを採用した負債等について、自社の信用リスク変動部分も含め評価差額を当期純利益に含めて計上</u>(米国基準と異なり、会計上のミスマッチを消去できる場合等の要件を満たした場合のみに限定される)</p> <p>(公開草案:2010年5月公表) <u>公正価値オプションを採用した負債について、評価差額のうち自社の信用リスク変動部分はその他の包括利益に計上(ノンリサイクル)</u></p>	<u>公正価値オプションを採用した負債については、自社の信用リスク変動部分も含め全体の評価差額を当期純利益に含めて計上</u>

自社の信用リスク悪化に伴う負債評価益の計上(2/2)

日本からの意見

負債測定に信用リスクを織り込むことを検討するため、IASBは2009年6月にスタッフペーパーを公表。これに対してASBJは2009年9月にコメントレターを送付し、スタッフペーパーで記載された下記の問題点を引用することで国内関係者の懸念を伝達。

- 自己の信用リスクが高くなることにより利益が出るため、直感に反する。
- 自己の信用リスクは負債を移転するために支払う金額とされているが、信用リスクが高まっているときは資金不足のため、負債の移転は困難。

その後、2010年5月に公表された公開草案では、負債の評価益は当期純利益に計上せず、その他包括利益として計上されることとされた。

- ✓ 2009年6月1日、佐藤前長官が記者会見の際に以下を発言。

『企業の実態を見えにくくなるような会計処理というものは、一般論としては好ましくないと思っております。本件、フェア・バリュー・オプションに関しては、次のような批判的な意見もあると承知いたしております。一つには、自己の信用リスクが高まる際に負債の価値を低く評価するというのは、自己の負債、発行している債券等を市場等で直ちに買い戻すことができるという考え方を反映しているのだと思いますけれども、実際、買い戻せるのであれば、負債の額がバランスシートよりも小さくなるということですので合理性があるわけですが、例えば、自己の信用リスクが高まっている状況で、実際に流動性がふんだんにあって買い戻すことができるのかどうか、といった疑問が呈されております。それから、自己の財務内容が悪くなって信用リスクが高まることによって利益が出るというのは、直感に反する、財務諸表の利用者にとって分かりにくくなるというような指摘もされております。それから、自己の信用リスクが財務諸表の負債サイドでだけ反映されて資産サイドでは反映されないという、非対称性があるのではないかと、こんなコメントもあるやに承知いたしております。』

- ✓ 同年6月11日、IASBトウイーディー議長との面談時に自社の信用リスクの悪化に伴う負債評価益を当期純利益計算に影響させることに対する国内関係者の懸念を伝達。